

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 2 回定例総会議事録

署名委員 吉 卓男

署名委員 西 盛満

奄美市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 招集日時 平成31年2月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市市役所 5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	柴清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	

4. 欠席委員

14番 中村 秀明 16番 平井 孝宜

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
笠利分室長 丸田 宗八郎 住用分室長 原 俊三

6. 報告事項

3月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 非農地認定の決定について

議案第 7 号 農業振興整備計画変申請に伴う農用地区域
(除外) の決定について

議案第 8 号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定に
ついて

議案第 9 号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。これから、平成31年第2回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に15番 吉 卓男 委員と2番 西 盛満 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第4号から議案第9号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

2 ページ NO. 4 につきましては、売買による所有権の移転でございます。
受人は根瀬部地区に在住されて、3 ページにありますように、4321 m²の農地を取得しており、今回は大字根瀬部字の403 m²を取得し申請地には4 ページにあるようにバナナを植栽する予定です。

9 ページ NO. 5 につきましては贈与による所有権の移転で、受人は龍郷町に在住されていますが、今回は知名瀬の土地 894 m²でございます。受人は現在、2398 m²の土地をもっておられますが、現在住まわれている龍郷の方にも農地を取得されておりタンカンを栽培されているようです。

取得後にもタンカンを栽培したいとの事で規模拡大のためと判断いたします。

17 ページ NO. 6 につきましては、売買による所有権の移転でこの方も18 ページにありますよう5反以上の農地を取得しており、今後は19 ページにありますように野菜・サトウキビ・タンカンを栽培し面積の拡大のためと判断します。

24 ページ NO. 7 につきましては、贈与による所有権の移転でこの方も25 ページにありますよう1反3畝取得しており、今後は26 ページにありますようにサトウキビを栽培し面積の拡大のためと判断します。

33 ページ NO. 8 につきましては、贈与による所有権の移転でこの方も34 ページにありますよう1反8畝の農地を取得しており、今後は35 ページにありますようにサトウキビ・タンカンを栽培し面積の拡大のためと判断します。

以上5件でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

(前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

事務局

(池次長)

平井委員が欠席という事で代読したいと思います。

農地法第3条の規定による許可申請のNO. 4について調査報告をいたします。

2月24日午後2時、譲渡人にお電話にてお話を聞くことができました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でしたので、よろしくお願ひしますという事でした。以上です。

2番

(西委員)

NO. 4農地法第3条の規定による許可申請書、2月23日土曜日午後2時頃受人に自宅の方で聴き取り調査をしました。

受人は根瀬部で20年農業をしており、現在バナナを植えています。後継者は3人いらっしゃるという事です。

申請地は2年前から譲渡人の畑を借りていて、バナナを30本植えています。今回取得の理由としては、譲渡人から借りている畑を買わないかと言われ買うことにしたそうです。地番、面積、対価等も申請書のとおり間違いのないという事です。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号につきましては別紙のとおりですので報告します。

次に申請地ですが、7. 8ページにありますように、根瀬部の集落から200m進んだ所で道路に面した畑です。申請地の周りは畑で、申請地はバナナ30本植えている状態です。以上です。

事務局

(用稲局長)

農地法第3条の規定による許可申請のNO. 5の譲受人に、2月19日火曜日13時10分に電話にて申請内容の確認をいたしました。

譲渡人とは叔母の関係にあたり贈与での所有権移転という事です。申請書類に記載されているとおり、土地の所在・地番・面積等に間違いのないという事で、農業委員の皆様のご審議をよろしくお願ひしますとの事でございます。

続いて、同じくNO. 5の譲渡人について、2月21日木曜日8時35分に電話にて申請内容の確認をいたしました。譲受人は甥っ子にあたり、申請内容の中身については間違いありませんので農業委員の皆様によりよくお伝えくださいとの事ございました。

2 番

(西委員)

NO. 5、農地法第3条の規定による許可申請書、申請地は14と15ページにありますように、私が平松から知名瀬に通う途中にあるため、毎日のように見えています。申請地の周りは図面でも分かりますように住宅地に囲まれており、畑の中は草が茂っている状態です。以上です。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

10 番

(中棚委員)

議案第4号の農地法第3条の規定による許可申請について受付番号6番の譲受人について報告いたします。

2月18日午前10時に畑のある現場にて手花部地区担当の農業委員の前田さんと譲受人に面会し、書類の確認などを行い、対価など確認しました。また、書類の19ページにあります権利を設定しようとする土地までの距離、時間が徒歩1分とありますが、本人に確認をとりましたら23ページの案内図の中の申請地横の宅地が姉の家という事で、今姉の家の補修工事をして、その家で寝泊まりしているため、その家から徒歩1分と書いたという事でした。

この申請地にタンカン等を植え規模拡大のためですので農業委員の皆様のご審議よろしくお願いたしますとの事です。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

事務局

(丸田笠利分室長)

17ページNO.6の農地法第3条の規定による許可申請でございますが、売買の件で渡し人に2月14日木曜日14時に確認の連絡を入れました。渡し人、受人は友人関係にあり、渡し人は現在大阪在住で、今回笠利町の手花部の土地を受人と売買したいとの事でした。受人はサトウキビ・タンカンを栽培しており今後は規模拡大を目指しているそうです。

渡し人に金額、地番、面積を確認しましたら間違いございませんという事でした。以上ですが、委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

6 番

(前田委員)

議案第4号の農地法第3条の規定による、許可申請のNO.6の土地調査について報告します。平成31年2月18日午前10時10分の頃、譲受人

調査のため中棚委員と譲受人3名で土地の2筆の調査をしました。

2681㎡については4年くらい前まではサツマイモ等が栽培されていましたが、現在は多少雑草が発生している状況であります。4746㎡の土地は市道に面しておりまして、サトウキビの植栽が確認されますが収穫するまでにはない状態でありました。譲受人は防風対策等をしてタンカンを栽培したいとの事でした。

尚、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議案第4号の農地法第3条の規定による許可申請のNO.7の譲受人と土地について調査しましたので報告します。

平成31年2月20日午後4時30分に譲受人に現地で会い、申請書の確認をしました。申請書のとおり間違いのないことを確認しました。

譲受人と譲渡人はいどこ関係でございます。

土地については2筆で笠利町手花部の1118㎡、半分はサトウキビが植え付けてあり、ハーベスターで収穫が終わっている状態です。残りの半分につきましてはバナナが植えてあり、道路側につきましては携帯電話の鉄塔が建っております。鉄塔の専有面積が2a程でございます。

同地区の30ページの1887㎡は河川を活用した棚田跡であり、現在は原野化した状態でありました。今後は譲受人がこの件につきましては検討すべきだと考えております。

尚、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしく申し上げます。

事務局

(丸田笠利分室長)

24ページNO.7の贈与の件でございますが2月15日11時に東京在住の渡し人に確認の電話を入れました。間違いのないという事でしたので、よろしく申し上げますという事でした。

渡し人と受人は同じく、いどこ同士関係という事もあり、渡し人は東京での生活が長く、今後も奄美で生活することがない事から従兄弟の受人に贈与して畑を守ってもらいたいとの事でした。以上ですが皆様のご審議よろしく申し上げます。

1 1 番

(肥後委員)

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請書NO.8について受人、渡し人、土地について調査いたしましたので報告いたします。

2月24日13時30分頃受人に電話を致し、調査に行くことを連絡して申請理由等を伺った上で土地の確認へ行きました。場所は宇宿集落の山手側の土地改良区内のきれいに整備された土地でありました。40ページの地図が継ぎ足してコピーされているため、場所を確定するため少し不安がありましたので、午後5時頃受人宅を伺い一緒に現地を確認するとともに、再度事情を承りました、渡し人と受人の母が姉弟の関係で、この土地は受人の母が親から相続の登記がなされていないまま耕作していたとのことで、渡し人から早く登記の移転をするように促されて、今回の申請になったとの事です。これは渡し人と受人の母は既に亡くなられておりますので、渡し人の所へ登記がまわっていたという事です。

40ページの地図にあるように畑の一角に受人と渡し人の名義が一緒に配分されております。

現在受人がさとうきびを作っており、今期のサトウキビは刈り取ってあります。その後渡し人宅を訪問し申請内容に間違いがないことを確認いたしました。今回の申請は何ら問題がないものと思います。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議 長

(前山会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。

NO.4から質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

NO.5について、贈与による所有権の移転です。

(「なし」の声あり)

続いてNO.6について、

(「なし」の声あり)

続いてNO. 7について、

(「なし」の声あり)

続いてNO. 8について、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

議 長

(前山会長)

日程第4

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長を松崎会長代理と交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議 長

(松崎会長代理)

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の議案の朗読と農地区分の報告)

42ページ NO. 1につきましては、売買による所有権の移転で、観光客をターゲットとした3棟のコンテナ造りの宿泊施設に駐車場、多目的広場としての申請でございます。

申請地は笠利町節田になります。申請地の面積は1519㎡で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

52ページ NO. 2につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅としての申請でございます。受人は2名で夫婦での申請です。

申請地は名瀬和光町になります。申請地の面積は1260㎡の内135㎡の申請です。

申請地は都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上2件でございます。

議長

(前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人、土地の順に報告を求めます。

1番

(前山会長)

5条申請のNO. 1について報告いたします。

2月19日午前11時頃、受人に訪問いたしまして取締役の方とお話しをしました。土地、地番、面積、対価等に間違いありません、そのとおりですという事ございまして48・49ページに図面がありますが、広場が多すぎてもったいないなどお話しをしましたが、取り敢えずは3棟造って今後の観光客の数によってまた増やす予定も考えていますという事でした。申請内容には間違いありませんので、よろしく願いますとの事でございます。以上です。

9 番

(大山委員)

農地法第 5 条に係る調査報告を致します。

2 月 2 1 日 8 時に渡し人にお会いしてお話しを聞くことができました。

渡し人は高齢で農作業も厳しく売却するとの事です。土地の所在及び権利の設定等に係る記載内容に間違いのないとの事でした。

続いて土地につきまして、2 月 2 1 日 1 3 時 3 0 分渡し人は都合が悪く息子さんに立ち会いの下、現地確認をいたしました。現地は節田集落内に位置し県道から海側に面しております。サトウキビ畑を植えてありましたが、収穫できそうな畑ではございませんでした。隣接地に支障はないと思います。その他記載内容については問題ないことを報告いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

(松崎会長代理)

続きまして NO. 2 の報告をお願いします。

事務局

(用稲局長)

受人が夫婦連名での申請ですので、大阪在住の奥様へ聴き取りいたしましたので報告をさせていただきます。

農地法第 5 条の許可申請 NO. 2 の譲受人の奥様に 2 1 日の午後 2 時頃に連絡が取れまして申請内容の確認を行いました。

夫婦連名での申請という事で、奥様は大阪堺市西区津久野町にお住まいで看護師をしているという事でございます。申請内容につきましても転用の目的や地番・面積・土地の取得金額等間違いのないという事で確認が取れました。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

事務局

(池次長)

本日欠席しております平井委員の調査報告の代理をいたします。

受人の旦那さんと、渡し人、土地の順で報告します。

農地法第 5 条の規定による許可申請 NO. 2 について調査報告いたします。

2 月 2 4 日 1 9 時 5 0 分、受人にお電話でお話を聞くことができました。

受人は住宅建設が目的であります。現在は民間の住宅に住まわれており、希望する場所が見つかり申請したようです。

持ち分が 1 / 2 となっておりますが、夫婦での申請であります。

許可後、今年度中の完成予定とのことです。

土地の所在及び権利の設定等に係る対価等、記載内容に間違いのないとの事でした。

続いて渡し人について、農地法第5条に係る調査報告をいたします。

2月24日19時55分譲渡人にお電話にてお話を聞くことができました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等、記載内容に間違いのないとの事でした。

土地についてです、2月24日21時現地確認をいたしました。

この場所は以前名瀬地区の農地パトロールにて確認した場所であります。現地は現在更地の状態であります。事前着工及び周辺農地への影響もなく問題ないと思います。その他記載内容については問題ないことを報告いたします。以上です、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

NO.1について質疑ございませんか

(「なし」の声あり)

続いてNO.2についての質疑はございませんか

4番

(榮委員)

着工が平成5年6月からとありますが数字の記載誤りかと思いますが

事務局

(用稲局長)

52ページの申請書の(4)の工事計画の工期の年月ですね。

これは記載内容の誤りだと思いますので本人に確認をとり報告を致します。

議長

他に質疑はございませんか

15番

(吉委員)

夫婦が別々に住まわっていて、今回融資も受けられていますが融資の確認はされていますか。だれの名義で借りるのか。同じ名瀬に住んで居たら分かりますけど、大阪と名瀬ですけど。

事務局	(用稲局長) 融資のほうは旦那さんのほうで確認がとれています。
15番	(吉委員) 旦那さん一人の名前で借りるのですか、権利は夫婦で1/2という事ですよ。
事務局	(用稲局長) 銀行は一人での融資という事で、権利は1/2という事ですが、問題はありません。
15番	(吉委員) はい、分かりました。
11番	(肥後委員) 先ほどの着工時期の、問題ですけど大事な事ですので早急に聞かれて下さい。たとえば5年後、10年後になっても良いという事ではありませんので適当か確認されて許可を出されるようお願いしたいと思います。
事務局	(用稲局長) 総会の合間をみて確認いたします。
議長	(松崎会長代理) 他に質疑はございませんか
4番	(榮委員) お歳が記載されてなかったのが気になったのですが、
事務局	(用稲局長) 確認して報告いたします。
議長	(松崎会長代理) 他に質疑はないようですので質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号農地法第5条に規定による許可申請については、審議の結果、各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(前山会長)

それでは先ほどの5条申請の質問の件について事務局から説明があります。

事務局

(用稲局長)

先ほどの質問のありました件について報告します。

NO.2の住宅建設に係る工事期間ですが、平成31年の6月から年内完成予定との事でございます。

また受人の年齢は44歳との事でございます。

議長

(前山会長)

日程第5

議案第6号非農地認定の許可について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第6号非農地認定の許可について63ページをお開き下さい。

No.1につきましては、農地として利用出来ないため、地目変更の申請でございます。申請地は笠利町節田の1923番1です。県道沿いに隣接している土地です

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

以上1件でございます。

<p>9 番</p>	<p>(大山委員)</p> <p>議案第 6 号 NO. 1 の非農地認定について調査報告をいたします。</p> <p>2 月 1 8 日 1 3 時 3 0 分から、丸田笠利分室長、中村推進委員と私の 3 人で申請人から現場確認しながら現況及び経緯など調査いたしました。</p> <p>現場は県道に面しており、現況は整地されて砂利が敷き詰めてありました。コンテナが 2 棟設置してあり、とうてい農地として活用することは困難だと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。</p>
<p>推進委 員</p>	<p>(白石委員)</p> <p>もとから砂利が敷いてあったのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>申請された方から連絡がありましたので現場の確認に行きました。その時点では整地だけで砂利敷きはされていませんでした。</p> <p>委員さんと確認のためもう一度現場に出向いたら、砂利が敷き詰められておりコンテナがありましたので、これは当然農地として活用することはしないという事を確認しました。以上です。</p>
<p>推進委 員</p>	<p>(白石委員)</p> <p>農地であっても先に砂利を敷いてしまえば農地としては使えませんという事で通るのですか？最初からやる気がなく砂利を敷いてしまえば非農地として認められるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>この土地に関しましては、地籍調査が入った当時は、元々原野だったのですが、農地として活用する事はなかったようですけど、ただ地籍調査の時に別の土地と合筆して畑にしてしまったという事です。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>ただいま意見があったように、何年から使われなくなったと年数も書いていません。畑を潰してしまえば使えないという事です、非農地ではな</p>

	<p>く5条申請の方が良いのではないかと思いますのですが、これを認めると今後、このような形で非農地申請が出てくるのではないかと思います。</p> <p>これまでの申請では、山の中とかにある農地を非農地認定としていたと思うのですが、これを認めると全部、非農地申請をしてくるのではないかと心配します。事務局としてはどのように考えられていますか。条件をはっきり提示した方が良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>元々原野で使い勝手が悪く、本人達は何もすることなく、そのまま置いておきたかったんだけど地籍調査が入ったおかげで畑になったという事です。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>地積が入ったのは何時ですか</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>平成20年頃です。その時に合筆して畑にしたみたいです。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>その時点では何で畑として地目を認めた訳か分かりませんね。地積が入るときは確認するはずです。</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>申請人に資材置き場として活用するのであれば転用の申請を出してくださいとお願いはしましたが、資材置き場にする意思もないことから、元々の原野に戻したいという事でした。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>この場所は県道沿いです。非農地の定義をどうするか決めないと非農地の乱用が出てくるのではないかと心配しています。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>非農地は人の手が加えられないまま森林化の様をしている場合は委員会としては非農地の判断を行います。人の手が加えられた状態で農地に該当するか否かについての判断は委員会としては行わないとされております。</p>

す。

先月には市街地における40年前の頃に立てた住居と法面のコンクリートの非農地申請がありましたが、当然、農業委員会の許可をとっておりませんので違反転用に等しいという判断を致しまして、申請人には農業委員会では取り扱いませんので法務局において地目の変更を行ってくださいという事でお引き取りいただいた事例があります。

今回の案件は最近において人の手が加わったという事ですから、4条申請が望ましいのではないかと思います。

11番 (肥後委員)

40頃から50年頃にそういった現実があり農委業委員会が受け付けないとなれば法務局は受け付けてもらえますか。

事務局 (用稲局長)

法務局として受付はしますが、農業委員会への農地転用事実照会が行われます。そこで事務局が現地の調査を行い法務局へ回答することになっております。

11番 (肥後委員)

以前に昭和の時代の転用は認めましょうという話もありましたね。農地のままで家を建てた人で、昭和に建てた農地は認めようといった経緯があります。

事務局 (丸田笠利分室長)

農地法では昭和27年10月21日前に、そのような事例は非農地としては認めていたようです。

4番 (榮委員)

たとえば農業委員会は基本的に農地を守るという事が建前になるのですが、このような例が出てきたりすると耕作放棄地とか、活用されていない農地が現状に結構あったりすると、それが有効に活用されるのもやむを得ないなという意識もあり、自己矛盾も感じたりする時もあります。

15番 (吉委員)

道路沿いの空港寄りで1件、非農地申請がされたが許可ならず、その後

5条申請が出たのですが、許可後なかなか実施されていないところもありました。そういった例がありますので何でもかんでも非農地で簡単にできるという考えは持つてはいけないと思います。目的があれば5条申請でも出してもらった方が良いでしょう。

6番 (前田委員)
申請をやり直してもらった方が良いでしょう。

議長 (前山会長)
皆さんの意見としては、この案件については認めず、目的があれば改めて5条で申請して頂くという事でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。
議案第6号 非農地認定の許可については、不許可という事で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号 非農地認定の許可については、審議の結果不許可ということに決定いたしました。

日程第6
議案第7号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
(事務局の朗読及び説明)

事務局 (用稲局長)
70ページをお開き下さい。申し出人は笠利町中金久の方で、場所は同じく中金久字新地812㎡です。

申請人は龍郷町にお住まいでしたが、火災により住居がなくなったため、現在

身内の家に住まわれております。

申請地において住居、駐車場等を整備したいとの事で除外の申請となっておりますので農業委員会の意見を求めます。

詳しくは農政の担当の方がいらしておりますので説明をお願いしたいと思います。

議長

(前山会長)

農林振興課農政係の勇さんの方から説明をお願いいたします。

農林課

(勇主査)

重要な変更、除外の申し出が出ております。

宅地を建設したいとの理由です。規模については約70㎡ですが、812㎡の除外の申し出となっております。場所につきましては笠利町の赤木名地区になります。条件から言いますと絵図等を見てわかりますように区画が整備されていますので、調べましたところ土地改良事業が昭和の50年代にされていたようです。団体営農農地開発事業と聞いております。農振地域内の真ん中で事業も入っていますので、本来ならば除外不可の要件ではありますが、事実上、旧笠利町時代から近隣に宅地が開発されておりまして、5筆程の宅地に囲まれた地域でありますので、除外申し出は可能かと考えまして受理をした案件でございます。ご審議の程よろしく願いします。

議長

(前山会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

10番

(中棚委員)

議案第7号の農振除外の農地について報告いたします。場所は今説明がありましたが、76ページの字図をご覧頂いたらわかりますように宅地化がなりつつある土地です。現在の土地は姉さん夫婦が自家用野菜を作っているだけで問題ないと思います。報告終わります。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番

(前田委員)

この現地はたまに行きますが、既に家が数軒ありますので認めざるを得ないと思います。

事務局 (池次長)

これは旧笠利町時代に農振除外をして、農業委員会に申請をしたのか分からないですか。

農林課 (勇主幹)

ちゃんとしたプロセスを踏んで除外の申し出は通っている様です。登記台帳の方も転用されていましてそのように見受けます。また3戸3筆以上の実態があります、除外規定の除外で認められるケースであります。

議長 (前山会長)

他にご意見ご質問ございますか。

11番 (肥後委員)

本人にも家を造らなければならない事情もあるようですし、隣近所も家が建っているという事であれば、土地改良したのもだいぶ前の事ですので認めても良いのではないですか。

議長 (前山会長)

他に反対等のご意見等がございませんか。

(「なし」の声あり)

では質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第7号 奄美農業振興地域整備計画の変更、除外については、これを認めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号 奄美農業振興地域整備計画の変更、除外については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議 長

(前山会長)

日程第 7

議案第 8 号名瀬地域農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定について、を議題といたしますが、本案には濱手委員の案件が含まれていますので濱手委員の退室を求めます。

(濱手委員退室)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号名瀬地域農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号名瀬地域農用地利用集積 (利用権設定) の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

(濱手委員着席)

(前山会長)

日程第 8

	<p>議案第9号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>（丸田笠利分室長）</p> <p>（事務局の朗読及び説明）</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>（前山会長）</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
11番	<p>（肥後委員）</p> <p>株式会社とありますが、どのような会社ですか。</p>
事務局	<p>（池次長）</p> <p>親会社が名瀬市内にありますが、その会社の系列になります。</p> <p>92ページにあります。これから野菜を栽培していくという事で聞いております。形として見えているのはそれだけです。</p>
15番	<p>（吉委員）</p> <p>今回笠利地区は、2つの株式会社で野菜を栽培するという事ですけど、広い面積での野菜栽培になりますが、何の野菜を作るか聞いていますか。</p>
事務局	<p>（丸田笠利分室長）</p> <p>91ページの大和村の会社は、事務局にも来られましたが野菜としか聞いておりません。将来的には観光農園も行い果樹等も手がけていきたいという事でございます。</p>
15番	<p>（吉委員）</p> <p>この会社は4反でもう一社は7反ですけど、作ることは良いのですが、何を作られて出荷したいのか、観光というのが気になります。よく申請で観光を目的に農地を借りていますが、4年前に観光農園という形で申請した会社は、未だに取り掛かってないようですが、将来が不安に思えます。</p>

事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>一社はまだまだ規模拡大の意向にあります。現在従業員の方が3名くらい常駐しているようです。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>是非、今後ちゃんとやっていけるよう指導をしていくべきではないかと思えますのでよろしくお願いしたいと思えます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>他にご質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第9号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。 これから報告連絡事項がありますので協議会へ移します。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用意向調査について ・活動記録簿の記入及び提出について
議長	<p>(前山会長)</p> <p>正会に返します。</p> <p>以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。</p>

お疲れ様でした。

平成31年 2月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 用稲 工巳